

めざまし企業の繁栄と社会への貢献

No. 130

那覇法人会



沖縄県那覇市鏡原町27-1 TEL (098)858-2900
FAX (098)858-2909

E-mail : info@nahahoujinkai.or.jp
http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/naha/



■魅力再発見シリーズ No.17 沖縄黒糖

*解説は15頁に。写真ならびに情報提供は「沖縄県黒砂糖協同組合 沖縄県黒砂糖工業会」

主な内容

- トップインタビュー「民間主導で50周年 交通遺児の未来のために」
- 令和4年度 税制改正に関するアンケート（簡易版）
- 第10回 定時総会、理事名簿 ●現金監査～実践税務調査～
- 会員さん、こんにちは『「学びの場」であり「出会いの場」』
- 所得拡大促進税制はどのように改正されたの？
- 「令和3年度地方労働行政運営方針」にみる労務管理のポイント
- 若者雇用促進法に基づく「事業主等指針」が改正に
- 令和2年の労働災害発生状況 ●青年部会 租税教室オンライン開催！
- 正しい「腸活」を習慣づけて、悔いのない毎日を
- 事業者の方へ 消費税 インボイス制度
- 雑学・雑談の庭 ●魅力再発見シリーズ「沖縄黒糖」



申告も納税もパソコンで！

法人会
消費税期限内納付
推進運動



トップインタビュー

Vol.48



今回の「沖縄を語ろう」は、公益財団法人 沖縄県交通遺児育成会理事長の森田明さん（ラジオ沖縄取締役相談役・那覇法人会前理事）に、50周年を迎えた育成会の取り組みについてうかがいました。県内の交通事故は依然として多発しており、なかでも事故件数における飲酒運転がらみの比率は全国ワースト級です。近年は、スマホを操作しての「ながら運転」や「あおり運転」なども交通事故を引き起こす原因としてクローズアップされています。設立50周年という節目に、あらためて育成会の目的、沿革、実績などを振り返りながら、交通遺児の未来のために支援の呼び掛けをしていただきました。（敬称略）

— 沖縄県交通遺児育成会は今年、設立50周年を迎えたそうですね。あらためて、育成会の目的を。

森田 当会は、交通事故で保護者が死亡したご家庭の子ども、または、交通事故が原因で保護者が後遺障害を負ったご家庭の子どもの学業に対する不安をいくらかでも和らげ、今後の健やかな成長と、将来有為な社会人になつてもらうことを願い、奨学・育成金、激励金、見舞金などを給付し、学業の支援と健全育成を目的に活動しています。当会が支援する交通遺児

等は、県内の学校に通う小・中・高校生、特別支援学校生、専修（専門）学校生、大学生です。交通事故における加害側、被害側の隔てはありません。また、一族における人数の制限もありません。当会の奨学・育成金は、返済する必要がありません。

— 事業内容は？

森田 当会は、前述の目的のために、一般企業・団体・個人寄付、賛助員協力金、職場募金、学校募金、ボツクス募金により基金造成を行っています

ます。もう少し具体的に申し上げますと、設立周年記念寄付、年末年始の交流イベントや地域と連携したチャリティイベントの募金などです。企業・団体等には社会貢献の一環として継続的にご支援いただいております。個人の皆様からも、交通安全祈念寄付、退職金寄付、香典返しなど温かな寄付が寄せられています。そして、その基金により、県内各校在籍者へ交通遺児等給付支援希望者を募り、申請者について選考委員会で審査認定し、奨学・育成金等の給付を行っています。

民間主導で50周年 交通遺児の未来のために

～森田明さんに聞く（沖縄県交通遺児育成会理事長）

「もう一度夢に向かって」

―設立から今日に至るまでの沿革を。

森田 皆様の善意によって支えられている当会は、1971(昭和46)年7月13日に「沖縄交通遺児を励ます会」として発足しました。交通事故の増加を背景に、那覇青年会議所が琉球新報社とタイアップするが、たちで発足に「手を」しました。合言葉は「交通遺児に愛の手を」でした。その後、79年3月27日に県の認可を受けて「財団法人沖縄県交通遺児育成会」へ発展的に移行し、基金造成が進められ、翌80年から奨学・育成金の給付を開始しました。2011年7月1日には公益財団法人へ移行しました。民間から始まった運動を県がバックアップし、民間主導で交通遺児支援事業を継続していることは、他府県では見られない特徴だと思えます。

―設立以降、どのくらいの子どものために支援を行ってきたのですか。

森田 当会は、1980年から2020年の41年間に、奨学・育成金を延べ7107人(総額4億4259万6500円)へ給付してきました。激励金、見舞金を含めた給

付総額は4億6410万1500円にのぼります。交通遺児の力になりたいと皆様から寄せられた善意は、逆境にめげず、学業やスポーツに励む子どもたちへ確実に届けられ、大切に使われています。保護者や子どもたちから感謝の言葉が寄せられており、当会のHPで次のように一部紹介しています。「返済不要はとてもありがたい」「仕事を掛け持ちせずすみませぬ」「大学まで進学させてあげることができました」「給付金のおかげでアルバイトの量が減り、その分を勉強時間に回すことができました」「高校卒業後は働くことを覚悟していましたが、給付金のお陰でもう一度夢に向かって頑張ってみようと思えます」などです。

税制上の優遇措置あり

―ところで、沖縄県交通遺児育成会へ寄付すると、税制上の優遇措置を受けられるそうですね。

森田 当会は、1989年に県から特定公益増進法人の認定を受け、寄付金への税減免が認められました。そして、2011年に財団法人から公益財団法人へ移行し、新たに設立された税額制度の導入に伴い、税額控除対象法人であることが証明され

ました。当会の趣旨に賛同し、寄付していただいた個人の皆様や法人(企業・団体等)には、税制上の優遇措置が受けられますので、領収書を郵送していただきます。毎年の確定申告等へお役立ただけです。個人の皆様からの寄付・募金につきましては所得税および相続税、また一部の自治体の場合は個人住民税、法人の場合は法人税が、この税制上の優遇措置の対象となります。HP参照。

―50周年を迎え、記念事業を行う予定は？

森田 現在、コロナ禍にあるため、3密を避けるために記念イベントなどは控えます。しかし、50年のあゆみを後世に残すために、記念誌出版の準備を進めています。

―森田さんは、50周年を迎えるタイミングで新理事長に就任されました。ご抱負を。

森田 私は、2011年から当会の理事を務めてきました。50周年の節目に理事長を仰せつかり、責任の重さを感じています。実は、私は1980年にラジオ沖縄に入社し、「交通遺児に愛の手を」という開局20周年記念のチャリティー番組を担当

しました。あのタモリ氏がメインゲストでした。交通遺児に作文を読んでもらうなど、その24時間ラジオマラソンを通して「こういう現実を知らなかつたな」と反省したものでした。番組には、リスナーから約104万円もの善意が寄せられ、それを当会に寄付しました。沖縄県民のチムグクルを感じたものです。そんなエピソードを、理事長を仰せつかったとき、思い出しました。50年間、先輩たちが築いてきたことをしっかりと引き継ぎ、より発展させていかなければと思っています。また、当会の事業を広く知っていただくために、支援の呼び掛けに努めていく所存です。



「交通遺児に愛の手を」と募金を呼び掛ける沖縄バスの皆さん(2020年1月10日)

(聞き手 鈴木孝史 編集室タツカ―ハウス代表取締役)

【問い合わせ】沖縄県交通遺児育成会HP
<http://www.okiko-iku.com>



令和4年度

税制改正に関するアンケート

簡易版



アンケート期間：令和3年3月10日～5月14日

【全国】回答総数：4,346件

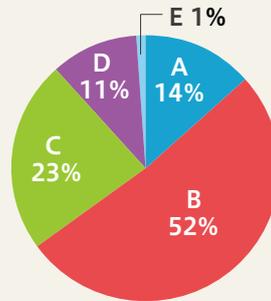
【沖縄県連】回答総数：422件

Q.1 新型コロナウイルスの影響

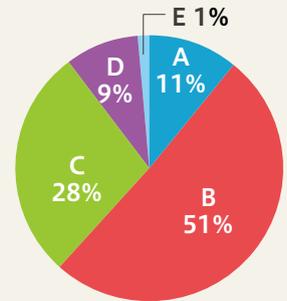
新型コロナウイルス感染者は昨年11月以降増加し、本年1月には11都府県で緊急事態宣言が出されるなど、収束時期の見通しは立っておりません。令和3年3月時点で、あなたの会社の経営状況に新型コロナウイルスによるマイナス影響が生じているかお聞かせください。

- A** 影響は出たが、今はない
- B** 影響が継続している
- C** 現時点ではないが、今後影響が出る可能性がある
- D** 影響はない
- E** その他

【全国】



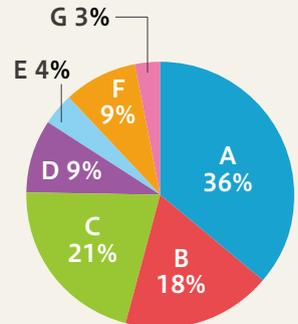
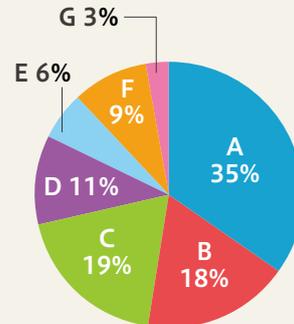
【沖縄県連】



Q.2 中小企業向け税制

令和4年度税制改正を検討するにあたり、中小企業向けの税制で特に重視すべき点について、以下より2つ以内で選んで下さい。

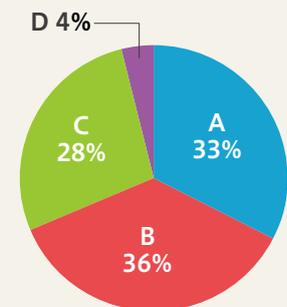
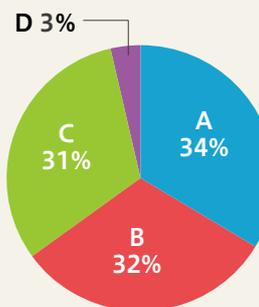
- A** 法人税の軽減税率の特例(15%)の本則化等
- B** 設備投資・研究開発を促進する税制の拡充
- C** 雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充
- D** 役員給与の損金算入の拡充
- E** 交際費課税の損金算入枠の拡大
- F** 欠損金の繰戻還付制度の拡充
- G** その他



Q.3 消費税／軽減税率制度

消費税率10%の引き上げと同時に低所得者対策として軽減税率制度が導入され、1年半が経過しました。軽減税率制度についてどう考えますか。

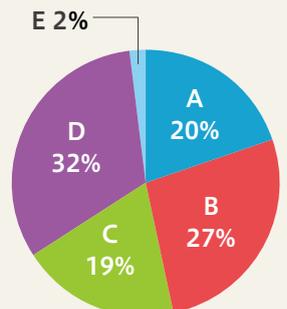
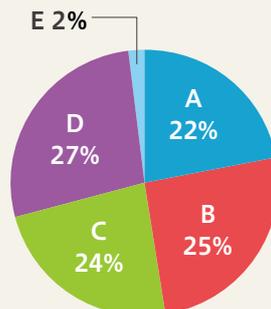
- A** 事務負担などの問題が大きいので単一税率に戻すべき
- B** 多少の事務負担はあるが、やむを得ない
- C** 特に問題ないので単一税率に戻すべき
- D** その他



Q.4 消費税／適格請求書等保存方式

令和5年10月1日以降は、適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入され、「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。適格請求書を交付できるのは、税務署長に登録申請した課税事業者となりますので、登録手続きを受けていない免税事業者(課税売上高1,000万円以下)からの仕入れについては、仕入税額控除することができなくなります。このことについて、どう考えますか。

- A** 適正な仕入税額控除を計算できるようにするためには、やむを得ない
- B** 免税事業者が取引から排除されないように配慮すべき
- C** 事務負担が増えるので、導入には反対である
- D** わからない
- E** その他

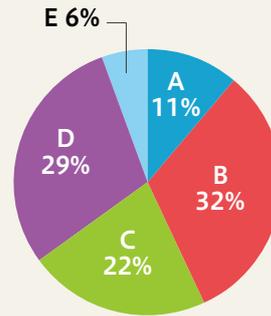


Q.5 事業承継／事業承継税制

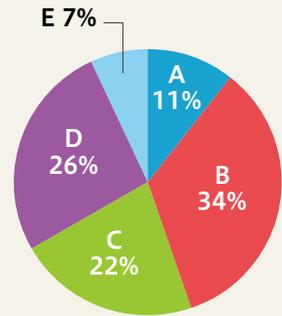
政府は、事業承継を促進するための税制支援策を講じています。これまでの改正を踏まえて、事業承継税制について特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。

- A** これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する
- B** 相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める
- C** 納税猶予制度の特例措置の更なる拡充や適用期限の延長を求める
- D** 欧州主要国のように、事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める
- E** その他

【全国】



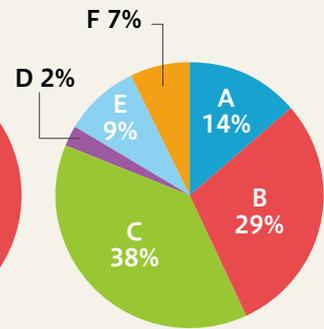
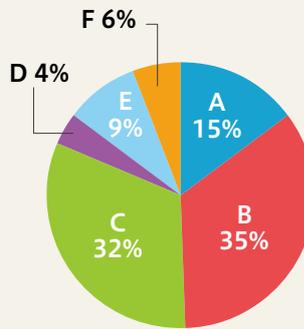
【沖縄県連】



Q.6 社会保障制度

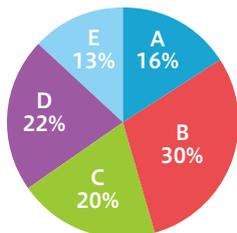
令和4年には団塊の世代が75歳以上の高齢者になり始めるなど、社会保障給付費の急増が見込まれています。政府は、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、少しでも多くの人に「支える側」に回ってもらうことや、能力に応じた負担を求めることとしています。社会保障の給付と負担のバランスについてどう考えますか。

- A** 給付水準を大幅に引き下げ、負担も減らす
- B** 給付水準をある程度下げ、現行の負担を維持する
- C** 現行の給付水準を保つため、ある程度の負担の増加はやむを得ない
- D** 給付水準をさらに拡充させ、大幅な負担の増加もやむを得ない
- E** わからない
- F** その他

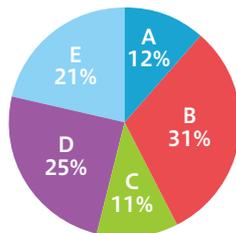


1. 主たる業種について

【全国】

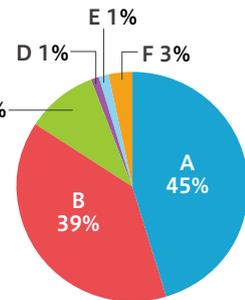
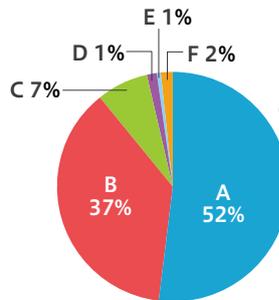


【沖縄県連】



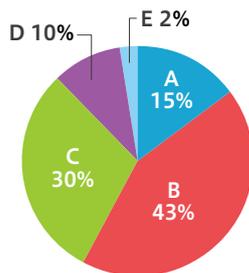
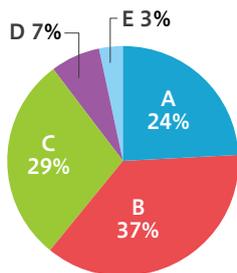
- A** 製造業
- B** 建設・土木・不動産
- C** 卸売・小売・飲食
- D** サービス
- E** その他

2. 資本金について



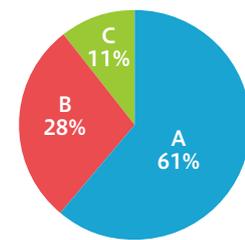
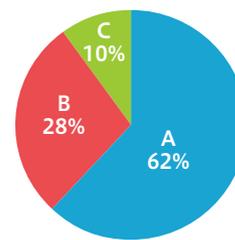
- A** 1千万円以下
- B** 1千万円超～5千万円以下
- C** 5千万円超～1億円以下
- D** 1億円超～3億円以下
- E** 3億円超～5億円以下
- F** 5億円超

3. 従業員数について



- A** 4人以下
- B** 5～19人
- C** 20～99人
- D** 100～299人
- E** 300人以上

4. 前事業年度の申告状況について



- A** 黒字申告
- B** 赤字申告
- C** 回答保留・その他

現金監査

実践税務調査

税理士 牧野 義博

税務調査の方法にはいろいろな切り口がありますが、昔から「人」「物」「金」のいずれかを端緒として深度ある調査を行えば、必ずと結果が出ると言われてきました。今回の「現金監査」はまさに「金」の領域です。

現金商売の会社の調査では、事業の実体を把握するために無予告による現況調査が行われることが多々ありますが、その時、必ずと言って良いほど「現金監査」も実施されます。具体的には、調査日当日の現金残高と金銭出納帳の帳簿残高との照合を行い、「調査前日の金銭出納帳の帳簿残高」―「調査日当日の現金で支払われた仕入や経費等分」+「調査日当日の現金売上高」の検算を行います。調査日当日の現金残高と一致しますよね。一致しない？ それはおかしいですね！ 調査官は、現金残高が少なかつたら売上を抜いた後だ

と思うし、逆に現金残高が多かつたら売上げを抜く前の状態と想定するでしょう。いずれにしても差額の説明をしつかり行わなければなりません。

よく苦しまぎれに「代表者への時貸しのお金を返してもらったので現金が多い」とか、逆に「時貸しをしたのを忘れていたので現金が少ない」と開き直る人がおりますが、まさに墓穴を掘っている説明となつていきますよ。もしそうであるならば、会社と代表者間の金銭のやり取りが恒常的にあるということになりまして、代表者個人の預金通帳やカバンの中身までチェックされることになるでしょう。

現金の残高が一致しない場合には、その日の売上げは夜間金庫に預けるのか、あるいは店の責任者がいつたん閉店後に持ち帰り翌日整理をするのか、代表者宅に当日届けさせるのか等、現金の管理をどのように行っているかの説明を求められます。もし、代表者宅であるならば、すぐに同行をお願いし、現物確認の調査を受けることになりまして。現金にルーズな会社は疑われても仕方ありませんね。

飲食店や小売店の経営者は、従

業員の不正行為の防止も兼ねて、レジ等現金を扱う担当者を時間でシフトするなど内部牽制には気を配っているはずで、親族に最終的な現金管理を任せているケースも多いでしょう。国税当局では、調査対象法人の株主構成や代表者の親族関係者等を事前に把握していますので、現金監査で現金が合わないとなると確信犯と見るでしょうね。日頃の現金の管理状況、例えば集金がある場合には、どの帳簿書類等に基づいているのか、集まった現金は誰がチェックして最終的に誰に渡しているのか等について、担当者は根掘り葉掘り聞かれますよ。調査官は意味も無く聞いているのではなく、説明に出てくる帳簿書類や手控え等を確認し、その全貌を把握するための端緒を探しているのです。

「最近のものしか残っていません」、「古いものは捨てました」と答える経営者もいますが、相手先に反面調査をすれば分かる話です。どんなに面倒でも、結果が大変なことになるのが目に見えているのですから、日頃から帳簿残高と現金の確認は必ず行うようにしましょう。

会員無料！経営相談ホットライン

～より良い会社経営に活用してください～

会員企業の経営に関する課題をより早く解決するため、会員企業と各種専門家マッチングし、直接相談の出来る機会を設けております。

※無料相談は、通常の一般的な範囲で、書類作成など具体的な実務は行いません。実務を依頼される場合は、相談員へ個別に依頼して頂きます。

- ・経理処理
- ・消費税
- ・債権回収
- ・民法改正
- ・助成金
- ・決算対策
- ・事業承継
- ・損害賠償
- ・働き方改革
- ・雇用問題
- ・相続税対策
- ・契約トラブル
- ・不動産売買
- ・就業規則
- ・賃金制度

お気軽にご連絡ください！

詳しくは事務局まで **Tel.858-2900**

会員さん、こんにちは

「学びの場」であり「出会いの場」

有限会社 南開発 代表取締役 大城誠 氏

―御社のプロフィールを。―

「当社は、平成8（1996）年に設立し、今年25周年を迎えました。創業者は父の潔で、私は3年前に2代目の社長に就任しました。『住みよい環境づくりをお手伝い』『未来への挑戦と新しい価値の創造』『人を生かし、人と共に成長する企業』を企業理念としています。建築の土木工事、建物解体、駐車場造成、車両乗り入れ口設置、井戸掘り、墓地の造成、公園・運動場などの赤



代表取締役 大城 誠（おおしろ・まこと）氏

土補足整地など、重機とダンプの仕事をメインとする総合土木建設業を手掛けています。従業員は現在、男性25人、女性5人の計30人です。現場では思いも寄らぬ事故が発生しますので、ゼロ災害に向けて安全教育には日々力を入れていきます。朝礼では、安全に対する考え方のレベルを維持するために、皆で確認し合い、共有に努めています。当社は30人の小さい企業ですが、大きな会社には勝てませんが、メリットを生かしてカバーしています。例えば、社長が自ら打ち合わせに向いて早い対応をし、スピード感をアピールしたり、工事を終了した後も、造りっぱなしではなく、小回りを利かせてアフターケアを心掛けています。良い仕事をしている会社は長く残ります。経済には好景気、不景気の波があります。が、長く続いている会社は、お客様から信頼を勝ち取って支持されています。『支持されている』とは『需要がある』ということ。それだけに、お客様から『南開発さんに任せてよかったですよ！』と言っていたら、と、という気持ちになります。

―県内における総合土木建設業の動向は？―

「業界全体の仕事の数は減っています。建設物件着工率、金額ベースを見ても減少傾向です。しかし、会社数が減っています。あまりしません。会社数が減っているのは、団塊世代と呼ばれている経営者が高齢化し、事業承継がうまくいかなかったケースが多いようです。後継者が育っていないと、事業をやめてしまう傾向は、私たちの業界ばかりでなく他の業界でもいえることのようにです」

―コロナ禍の影響は。―

「社内的には、コミュニケーションを控えています。コロナ禍の前は、バーベキューをたまにしたり、マラソンに参加したり、仲間を応援したり、ランチで社内コミュニケーションを図っていました。コロナ禍の影響をあまり受けていません。しかし、他の業界では、いうまでもなく観光関連業界をはじめ飲食店などが大きな打撃を受け、低迷しています。

そんななか、インターネット販売などが伸びているそうです。たいへんな事態のなかに県経済はありますが、何かを見いだすチャンスと見えています。対応力をつけるチャンスでもあるような気がします」

―那覇法人会について。―

「那覇法人会には先代から入会しています。私にとつては学びの場です。青年部に所属していますが、いろいろな業界の先輩方がいらつしやう、あれこれ教えてもらっています。いろいろな企業と出会える場でもあり、仕事にもつながります。社員がよく活用しているのは、さまざまな研修です。『行ってよかった』『勉強になる』という感想を聞いています。ところで、コロナ禍により飲食店などのご苦労がマスコミでよく紹介されます。しかし、それ以外の業種でも苦しんでいる事業者がたくさんいらっしゃると思います。ピックアップされていらない業種にも目を向けて、法人会としてなにができるだろうか、と議題にしていきたいらと思えます」

所得拡大促進税制はどのように改正されたの？

～ 経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答 ～

税理士 野川 悟志



経理課社員 リサ

令和3年度税制改正で、賃上げ・投資促進税制とともに、我々中小企業者向けの所得拡大促進税制が改正されたと聞きました。どのように変わったのですか。以前は集計が大変でしたので、使いやすくなるというのがいいのですが。

今回の改正は、新型コロナウイルスの影響で雇用環境が悪化する中、賃上げだけでなく、雇用を増加させる企業を下支えする観点からの改正となっています。

所得拡大促進税制の見直しのポイントを2点紹介します。

1点目は、改正前の適用要件は、雇用者給与等支給額が前年度以上であることと、継続雇用者給与等支給額が前年度比で1.5%以上増加していること(判定に当たっては雇用調整助成金等を控除する)の2つをクリアしている必要がありましたが、改正後は、雇用者給与等支給額が前年度比で1.5%以上増加していれば適用できます。さらに、適用要件を判定する際、改正後は、雇用調整助成金等を控除する必要はありません。

2点目は、税額控除割合の25%(原則15%)が適用される場合の要件の1つで、継続雇用者給与等支給額が前年度比で2.5%以上増加していることが必要でしたが、改正後は、上記要件の雇用者給与等支給額が前年度比で2.5%以上増加していれば適用できます。この判定に当たっても、雇用調整助成金等を控除する必要はありません。なお、他の要件の教育訓練費が前年度比で10%以上増加していることなどの要件は変わりません。



顧問税理士
サキ先生



継続雇用者給与の集計は、中途入退社を把握するのが大変でしたので、楽になりそうですね。雇用調整助成金を受けている企業も多いでしょうから、判定時にこれを控除しなくてよいのはありがたいですね。

ただし、注意点もあります。実際に税額控除割合を乗ずる基礎となる雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した、いわゆる前年度からの増加額は、雇用調整助成金等を控除して計算した金額となります。



整理すると、要件の判定の際は、雇用調整助成金等を控除しないが、税額控除額の計算の際は、雇用調整助成金等を控除するということですね。間違えないようにしないとイケませんね。改正後の制度はいつから適用になりますか。

改正後の制度は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度で適用されます。リサさんの会社は8月決算ですから、令和4年8月決算からの適用になります。



積極的に賃上げや雇用を増やした企業が税制のメリットを受けられるといいですね。



著者紹介

野川 悟志(のがわ・さとし)

1965年生まれ。国税庁課税総括課、国税局法人課税課などを経て、東京都品川区で税理士登録。近著「税制改正経過一覧ハンドブック」(共著、大蔵財務協会)、「税務調査に活かす 図解トレーニング」(大蔵財務協会)など。HPはしながわ税経事務所で検索。



「令和3年度地方労働行政運営方針」にみる 労務管理のポイント

社会保険労務士
國場経営事務所 提供

◆気になるポイントは？

今後の労働基準監督署等による監督・指導方針の傾向がわかる「令和3年度地方労働行政運営方針」が策定されました。気になるポイントを見ていきましょう。

◆雇用の維持・継続に向けた支援

新型コロナウイルスへの緊急的な対応期を経て、ポストコロナへ政策の重心が移っていくようです。

産業雇用安定助成金やトライアル雇用助成金などを活用した、在籍型出向の活用や再就職支援を支援する、とあります。出向契約や出向に関する意向の確認などが重要となるでしょう。

◆女性活躍・男性の育児休業取得等の推進

女性活躍推進法の行動計画策定義務対象企業が、この4月より101人以上に拡大されています。また、新設が予定される、いわゆる男性版産休制度（子の出生後8週

間に4週間の休みを取得可能とすること等が柱）も、制度の施行は2022年秋頃が予定されているようですが、どのような内容になるのか確認しておく必要があるでしょう。

◆テレワーク、労災

今や、やっている・知っていて当然となったテレワークに関しても、取組みを強化するようです。人材確保等支援助成金による支援があります。テレワークに関しては技術的な面からも、労働時間の管理、健康管理などの労務管理の面からも、これから人事労務担当者の必須の知識となるでしょう。

また、新型コロナウイルス感染症による労災にも注意しておきましょう。医療関係の職種だけではなく、ビルメンテナンス業の清掃員や建設業の施工管理者・営業職従事者・建設作業員、港湾荷役作業員、販売店員でもコロナによる労災が認められた事例があります。

監督・指導は長時間労働の是正に関する監督指導が中心にはありますが、今年度の運営方針では、職場のハラスメントや勤務間インターバル、同一労働同一賃金などについても触れられていますので、今の傾向を反映した調査・指導にも注意が必要です。

若者雇用促進法に 基づく「事業主等 指針」が改正に

社会保険労務士
國場経営事務所 提供

◆事業主等指針とは？

事業主等指針とは、「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」（平成27年厚生労働省告示第406号）のことをいい、若者雇用促進法に基づき、若者を募集・採用等する事業主等が講ずべき措置をまとめたものです。

◆事業主等指針の改正

厚生労働省は、令和3年4月30日、この事業主等指針を改正しました。今回の改正によって、事業主等が青少年の募集および採用にあたって講ずべき措置、事業主が青少年の職場への定着促進のために講ずべき措置について、主に次の事項が追加されました。

◆就活生等に対するハラスメント問題への対応

事業主は、雇用する労働者が、

就職活動中の学生やインターンシップを行っている者等に対する言動について、必要な注意を払うよう配慮することが望ましいこと。

事業主は、パワーハラスメント指針等に基づき、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメントならびに妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメントの防止のため、雇用管理上の措置を講ずること。

◆公平・公正な就職機会の提供

採用内定または採用内々定と引き替えに、他の事業主に対する就職活動を取りやめるよう強要すること等の青少年の職業選択の自由を妨げる行為等については、青少年に対する公平・公正な就職機会の提供等の観点から行わないこと。

◆内定辞退等勧奨の防止

採用内定者等について、労働契約が成立したと認められる場合は、当該採用内定者に対して、自由な意思決定を妨げるような内定辞退の勧奨は、違法な権利侵害にあたるおそれがあることから行わないこと。

◆募集情報等提供事業者・募集者等における個人情報管理

募集情報等提供事業者、募集者等は、職業安定法に基づく職業紹介事業者等指針（求職者等の個人

情報の取扱いについて、個人情報の収集、保管および使用、個人情報の適正な管理、個人情報保護の関する法律の遵守等）第4条に基づき、求職者等の個人情報を選択的に取り扱うこと。

令和2年の労働災害発生状況

社会保険労務士
國場経営事務所 提供

◆死亡者数は3年連続過去最少、休業4日以上死傷者数は増加

厚生労働省が公表した令和2年の労働災害発生状況の取りまとめによれば、令和2年（1月～12月）の労働災害による死亡者数（以下「死亡者数」）は802人（前年比43人・5.1%減）と、3年連続で過去最少となりました。一方、休業4日以上死傷者数（以下「死傷者数」という）は1311人（前年比5.5%増）、545人（前年比4.4%増）と平成14年以降で最多となっています。

◆死傷者の傾向

事故の型別としては、特に死傷者数が最多の「転倒」（前年比94.3人・3.1%増）、「動作の

反動・無理な動作」（同1,412人・8.0%増）で増加しています。また、年齢別では、60歳以上が全死傷者数の約4分の1を占め、34,928人（前年比1,213人・3.6%増）となっています。転倒は、高齢になるほど労働災害発生率が上昇しており、とりわけ高齢女性の労働災害発生率は高いとされています。休業見込み期間も年齢が上がるにしたがって長くなることから、今後の高齢化社会において、高齢者の労働災害は対応が必須な課題といえます。

◆新型コロナウイルス感染症の影響も

また、上記死傷者数のうち新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害は6,041人となっています。医療機関や介護施設などでの発生が8割弱に達しているそうです。コロナ関連の労働災害は全体に占める割合としては小さいですが、職場でのクラスターも多発していることから、今後も引き続き申請件数も増えることが予想されます。

先行きが不透明な中、企業もしばらくはコロナ感染防止対策への配慮が必要になってくるでしょう。

青年部会 租税教室オンライン開催！

「租税教室」は、6年生の社会科の学習「国民生活と政治」で扱う「人々の生活と政治のかかわり」と「税金の役割」の理解に役立つよう、租税教室等で税金の使われ方について学習してもらい、適切な知識を身に付けることを目的としています。今回は、緊急事態宣言発令中の開催ということで、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、オンラインにて租税教室を開催しました。

講師：大城 拓 氏（株式会社RICKA）

那覇市立小禄小学校（令和3年6月21日）



正しい「腸活」を習慣づけて、 悔いのない毎日を

医療ジャーナリスト 大谷 克弥 氏

近年よく使われる「腸内フローラの改善」も同じ意味

流行語にもなった「腸活」とは読んで字の如しで、第2の脳とも呼ばれる腸の活動や働きを良くすることです。食事や運動に配慮して、重要な臓器である腸の機能向上を目指すと同時に、ライフスタイルにも取り入れることを積極的に呼びかけ、腸活とは『腸内環境を改善すること』と定義されました。

ところが後発の「腸内フローラの改善」は、何ともしゃれた感じはしますけれど、実は「腸内環境の改善」と全く同じ意味なのです。そこで分かりやすく「腸内フローラ」とは何なのか、の説明から入ることにします。

私たちの腸の中には多種多様な細菌がすみついていて、その数は実に1,000種、100

兆個に及ぶと言われています。フローラとは英語でお花畑のことですが、腸内細菌を顕微鏡で覗くと、まるでお花畑のように見えることから、腸内細菌は「腸内フローラ」と呼ばれるようになります。

その無限大とも言える腸内細菌は3種類に大別されます。体に良い働きをする「善玉菌」、悪い働きをする「悪玉菌」、どちらにも属さない「日和見（ひよりみ）菌」です。そして種類別の腸活とは、善玉菌を増やし、悪玉菌を減らし、日和見菌をなるべく多く味方につけること、とされています。

具体的に言うと、善玉菌はビタミンの合成、消化吸収、老化防止、健康維持に影響を及ぼす細菌で、代表的なのはビフィズス菌、乳酸菌です。次に悪玉菌は文字通り体に悪さをする細菌

で、腸内で有害物質をつくり出すほか、便秘や下痢の原因にもなります。代表的なのはウェルシュ菌、ブドウ球菌です。そして日和見菌は、健康な時はおとなしくしていますが、体が弱ったりすると仮面を脱いで悪さを始めます。代表的なのは大腸菌、連鎖球菌、バクテロイデス菌などです。

まず食生活を見直し、適度な運動と十分な睡眠を

食事では何を食えば良いかの前に、必ず実行して欲しい、守って欲しい、大前提があります。それは毎日、1.5リットルほどの水を飲む習慣をつけること。

そして、毎日決まった時間に3食きちんと食事をする事です。会社勤務の方は難しいかも知れませんが、出来る限り努力をしましょう。

次に、毎日食したいのは、優れた効能を持つ乳酸菌・ビフィズス菌たっぷりのヨーグルト、それに善玉菌の好むオリゴ糖の多い牛乳です。これが両横綱と言えます。

法人会の福利厚生制度は当社へ



kinawa Office 株式会社

取扱保険会社

AIG 損保・損保ジャパン
大同生命・メットライフ生命・ジブラルタ生命・エヌエヌ生命

Okinawa Office 株式会社 沖縄県島尻郡南風原町字与那覇427番地1(1F)
TEL.098-851-4339 FAX.098-851-9899 URL: <http://okinawaoffice.com/>



日本に古くから伝わる発酵食品も腸をきれいにする働きをします。納豆を筆頭に味噌、漬け物、鰹節、甘酒です。前述のヨーグルトのほかチーズ、キムチも、この仲間に入ります。

食物繊維の多い野菜もお勧めです。ゴボウ、カボチャ、オクラ、セロリ、サツマイモ、アスパラガス、トウモロコシなどです。食べ物ではワカメ、コンブ、寒天などの海藻類、シイタケ、シメジなどのきのこ類、バナナ、ミカン、グレープフルーツなどの果物類も、腸活食品の上位にランクされています。

腸を活発にするには運動も大切です。ただし、「スポーツは苦手」と尻込みする必要はありません。ほんの軽いジョギングで十分です。とにかく体を動かして体の外側から腸に刺激を与えることが、推奨される正しい腸活につながるのです。

動くことと同時に休むこと、そう睡眠も大事です。睡眠不足は体内のホルモンの分泌や自律神経の機能にも影響を及ぼしますので、ストレスに負けないようリラクセスすることを身につけ、熟睡を心掛けたいですね。

入浴は心身を休めさせますが、寝酒は度を過ぎることがあるので控えましょう。

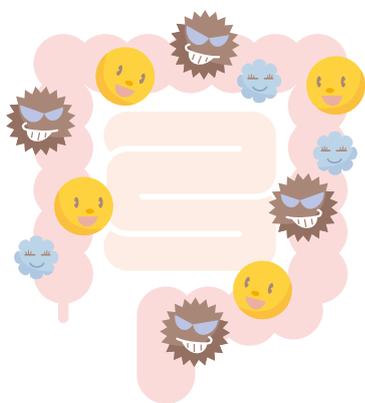
1日に1回は自分の便をチェックして、腸内環境を知ろう

さて最後は、自分の腸内環境を知る上で最も基本的であるのに、あまりされていないチェック法のお勧めです。それは自分の便を、自分の目で確かめること。排便回数に個人差はありますが、1日に1回の日があれば必ずメモをし、不定期続きであっても平均回数を同様に頭に入れましょう。回数の結論は、1日から3日以内に一度、すっきりした便があれば正常と見なされます。

次は色ですが、推奨は黄褐色ですけれど茶色もまず問題ありません。黒っぽいのは便秘の人に多いようですが、痔持ちでないのに血が混じって赤いとか、薬を飲んでないのに白い場合は、早急な検査が必要と肝に銘じて下さい。

形は昔から見本とされているバナナ型が理想です。そして腸内がきれいであれば、便には臭

いがほとんどありません。腸内が汚れていたら便もオナラも臭いが強くなる、と覚えましょう。現在は洋式トイレが普及して便のチェックが簡単になったので、出来れば1日に1回、それも毎朝、便器と自分の便を見るようにしたいですね。便器についていた赤い色は何かと病院で検査を受け、大腸がんと分かったケースは無数にあります。



【筆者紹介】

大谷克弥（おおたに・かつや）

医療ジャーナリスト。東北福祉大学講師。日本医学ジャーナリスト協会会員。読売新聞社出身、在職中に長期連載「医療ルネサンス」を創設。現在はフリーで、著作、講演活動などに従事。



総合土木建設業（般）第9122号

有限会社 **南 開 発**

代表取締役 **大 城 誠**



〒901-1117 沖縄県南風原町字津嘉山1800-11 携帯:070-5410-4188
TEL.098-889-6558 FAX.098-888-3138 E-mail:miikubu@muse.ocn.ne.jp

事業者の方へ

消費税 インボイス制度

令和3年10月1日から

登録申請書
受付開始!

「インボイス制度」ってナニ?

- ▶ 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。
- ▶ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス^(※)の保存等が必要となります。

(※)買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



全国どこからでも参加可能な
オンライン説明会
ご参加ください



インボイス制度に関するお問合せ先

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談については、**消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター**で受け付けております。

【フリーダイヤル】 0120-205-553(無料)

【受付時間】 9:00 ~ 17:00(土日祝除く)



軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、国税庁HP(www.nta.go.jp)の「消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)」をご覧ください。

⇒サイトへGO!



雑学・雑談の庭

五七の桐は政府の紋章

ニュースでのコロナ対応の政府答弁にうんざり。ならば、と演壇に目を移すと、その中央に青地に何やら描かれているものを発見。実はこれ「内閣総理大臣・日本国政府・内閣府の紋章」で、桐の紋章(桐紋)なのだ。古来、桐紋は菊の代わりに皇室の紋章としても使われ、時の権力者たちも家紋として用いた。桐は中国神話で霊鳥とされた鳳凰がとまる唯一の木として神聖視されていた。

下世話な話になるが、花札で12月の絵柄の一つに「鳳凰と桐」が描かれているのがあるが、これは20点札で価値が高い！この点から見ても桐の偉さがわかるはず…。

さまざまな紋章の中でいちばん権威があるのは、国を象徴する「国章」だろう。日本の国章は、慣例として菊の紋章が使われる。アメリカの国章はワシが羽を広げマオリブの枝とか矢をつかんでいる。背景の文字とか絵柄には、それぞれ独立当時の歴史的な意味があるらしい。イギリスはライオンとユニコーンが何やらを支えているものだ。

話を演壇の桐の紋章に戻そう。先が見通せずはつきりしない政府答弁。これを「霧に包まれた答弁」という。いけない！「笑点」の三平みたいなオチになっちゃった。

【筆者紹介】藤木順平(ふじぎ・じゅんぺい)

フリーランスライター。日本笑い学会会員。

魅力再発見シリーズ

古くから沖縄では亜熱帯の気候を生かしてさとうきびを栽培し、黒糖を作ってきました。

かつては県全域にあった黒糖工場も現在は八つの島(伊平屋島・伊江島・粟国島・多良間島・小浜島・西表島・波照間島、与那国島)のみとなり、さとうきびの汁を搾って、そのまま煮詰めるという製法を守りながら沖縄黒糖を作り続けています。家事や畑仕事の合間に黒糖を食べてひと息ついたり、近所の人が来ればお茶うけとしてすすめる。お料理やおやつ作りにも使われ、沖縄では黒糖はどの家庭でも常備されているほど身近な存在です。

近年、沖縄の伝統的な家庭料理が長寿の秘訣として取り上げられ、黒糖の健康効果にも注目が集まり、多くの人に黒糖が認知されるようになりました。

NO.17

沖縄黒糖

サンサンと降りそそぐ南国沖縄の太陽を浴びて育ったさとうきびから作る沖縄黒糖を、皆さんも日々の暮らしの中に取り入れ、その良さを実感していただければと願っています。



八島黒糖



沖縄県黒砂糖工業会
沖縄県黒砂糖協同組合

沖縄県那覇市古波蔵 1-24-27 電話 (098)851-8188
<http://www.okinawa-kurozatou.or.jp>

*表紙の写真ならびに資料は、
沖縄県黒砂糖協同組合 沖縄県黒砂糖工業会の提供です。

でんきは選べる時代へ！

でんきもガスも！



沖縄ガス

代表取締役社長 我那覇 力蔵



☎ (098) 863-7730 [代表]

☎ (098) 863-7750 [ショールーム]

沖縄県那覇市西 3-13-2

沖縄ガス

検索

店舗経営や事務所、
飲食店もお申込みOK！



なのは
菜ノ花

さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ



経営者大型総合保障制度は

「会員企業を守りたい」という法人会の強い思いから

1971年(昭和46年)に誕生し、

2021年(令和3年)に創設50周年を迎えました。

想いをつないで50年。

大同生命は「経営者大型総合保障制度」を通じて、

これからもみなさまに大きな安心を

お届けしてまいります。

DJIDO 大同生命保険株式会社

沖縄支社/沖縄県那覇市前島3-1-15(大同生命那覇ビル3F)
TEL 098-868-6977